

吹田市立スポーツグラウンド条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案																		
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 スポーツグラウンドの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 吹田市立高野台スポーツグラウンド <u>吹田市高野台5丁目1番6号</u></p> <p>(4) } -----略-----</p> <p>(5) }</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 スポーツグラウンド(以下「グラウンド」という。)に次の施設を置く。</p> <p>(1) 中の島スポーツグラウンド <u>野球場、多目的グラウンド及びテニスコート</u></p> <p>(2) }</p> <p>(3) } -----略-----</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">グラウンド使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の名称</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野球場</td> <td>1時間につき 1,100円</td> </tr> <tr> <td><u>多目的グラウンド</u></td> <td>1時間につき 1,000円</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>1時間につき 420円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p>	施設の名称	金額	野球場	1時間につき 1,100円	<u>多目的グラウンド</u>	1時間につき 1,000円	テニスコート	1時間につき 420円	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 スポーツグラウンドの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } -----略-----</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 吹田市立高野台スポーツグラウンド <u>吹田市高野台5丁目1番地6</u></p> <p>(4) } -----略-----</p> <p>(5) }</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 スポーツグラウンド(以下「グラウンド」という。)に次の施設を置く。</p> <p>(1) 中の島スポーツグラウンド <u>メイングラウンド、サブグラウンド及びテニスコート</u></p> <p>(2) }</p> <p>(3) } -----略-----</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>別表</p> <p style="text-align: center;">グラウンド使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設の名称</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野球場</td> <td>1時間につき 1,100円</td> </tr> <tr> <td><u>メイングラウンド</u></td> <td>1時間につき 2,200円</td> </tr> <tr> <td><u>サブグラウンド</u></td> <td>1時間につき 1,000円</td> </tr> <tr> <td>テニスコート</td> <td>1時間につき 420円</td> </tr> </tbody> </table>	施設の名称	金額	野球場	1時間につき 1,100円	<u>メイングラウンド</u>	1時間につき 2,200円	<u>サブグラウンド</u>	1時間につき 1,000円	テニスコート	1時間につき 420円
施設の名称	金額																		
野球場	1時間につき 1,100円																		
<u>多目的グラウンド</u>	1時間につき 1,000円																		
テニスコート	1時間につき 420円																		
施設の名称	金額																		
野球場	1時間につき 1,100円																		
<u>メイングラウンド</u>	1時間につき 2,200円																		
<u>サブグラウンド</u>	1時間につき 1,000円																		
テニスコート	1時間につき 420円																		

現 行	改 正 案
<p>1 <u>多目的グラウンド</u>を個人で使用する場合は、無料とする。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>3 市長が定めるナイター設備の点灯時間帯においては、本表使用料のほか、市長が定める使用料を徴収する。</p>	<p>備考</p> <p>1 <u>サブグラウンド</u>を個人で使用する場合は、無料とする。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>3 <u>メイングラウンド</u>について、<u>片面のみを使用するときは、本表及び前項の規定により算定した使用料及び割増使用料の2分の1の使用料及び割増使用料を徴収する。</u></p> <p>4 市長が定めるナイター設備の点灯時間帯においては、本表使用料のほか、市長が定める使用料を徴収する。</p>